

春日井市からの障がい者の社会参加に関する アンケート調査のお願い

日頃は、当市の福祉行政につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このアンケートは、春日井市障がい者総合福祉計画の改定にあたり、各種施策の参考とするために皆さまのご意見をお伺いするものです。

ご多忙のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 10 月

春日井市長 伊 藤 太

記入上の注意

- 1 黒の鉛筆またはボールペンでご記入ください。
- 2 記入が終わりましたら **〇月〇日(〇)** までに同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送ください。
- 3 ご回答いただいた内容は、個人が特定できないようすべて数字として扱い、統計的に処理させていただきます。

◎ 春日井市では、固有名詞や法令で使用する場合を除き、「障害」の表記を「障がい」としています。

〔問い合わせ先〕 春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

電話：0568-85-6186（直通） F A X：0568-84-5764

あなた自身についてお聞きします

問1 あなたの性別について、あてはまるものに〇をつけてください。

1. 男

2. 女

問2 あなたの年齢を数字で記入してください。（令和元年 10 月 1 日現在）

満 _____ 歳

問3 あなたのご職業は何ですか。あてはまるものに1つだけ〇をつけてください。

1. 自営業・経営者

2. 勤め人

3. 主婦（夫）

4. 学生

5. 無職

6. その他（ ）

共生社会についてお聞きします

問7 「共生社会」とは、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。あなたは、この「共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。また、このような社会のあり方についてどのように考えますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 聞いたことがあり、理解できる
2. 聞いたことはあるが、理解できない
3. 聞いたことはないが、理解できる
4. 聞いたこともなく、理解もできない
5. わからない

問8 あなたは、障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをしたことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. ある
2. ない

問10へ

問9 問8で「1. ある」に○をつけられた方にお聞きします。

それはどのような気持ちからですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから
2. 近所付き合いや親戚付き合いなどで
3. 困っているときはお互い様という気持ちから
4. 自分の仕事で関わりがあるから
5. 将来、自分も障がいをもつ可能性があるから
6. 何となく
7. その他（ ）
8. わからない

問10 問8で「2. ない」に○をつけられた方にお聞きします。

その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. たまたま機会がなかったから
2. 自分が何をすればよいかわからなかったから
3. どのように接したらよいかわからなかったから
4. お節介になるような気がしたから
5. 専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから
6. 自分にとって負担になるような気がしたから
7. その他（ ）
8. 特に理由はない
9. わからない

問 11 あなたは、世の中には障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1. あると思う
- 2. 少しはあると思う
- 3. ないと思う
- 4. わからない

問 12 あなたは、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1. かなり改善されている
- 2. 少しずつ改善されている
- 3. あまり改善されていない
- 4. 改善されていない
- 5. どちらともいえない
- 6. わからない

問 13 あなたは、障がいのある人に関わるボランティア活動（近所のボランティア、市のボランティア問わず）に参加していますか。また、今後参加したいと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1. 現在参加していて、今後も参加したい
- 2. 現在は参加していないが、今後、ぜひ参加したい
- 3. 現在は参加していないが、今後、知り合いと一緒に参加したい
- 4. 現在は参加していないが、今後、内容によっては参加したい
- 5. 現在は参加しているが、今後は参加したくない
- 6. 現在参加しておらず、今後も参加したいとは思わない
- 7. わからない



問 14 問 13 で「1」～「4」に○をつけられた方にお聞きします。

どのようなボランティアに参加したいですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 話し相手
- 2. 家事の手伝い
- 3. 外出時の付き添い
- 4. 本や情報誌の点訳や朗読
- 5. 外出時の送り迎え
- 6. 学習、趣味活動の相手や介助
- 7. 災害時の援助（募金や寄付を含む）
- 8. スポーツ活動の相手や介助
- 9. 車いすなどの修理
- 10. 家や庭の手入れ
- 11. その他（)

災害など緊急事態の対応についてお聞きします

問 15 あなたは、災害時に障がいのある人を見かけたら、支援を行うことができますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. できる 2. できない 3. わからない



問 16 問 15 で「1. できる」に○をつけられた方にお聞きします。

あなたは、どんな支援ができるとお思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 避難地や避難場所への誘導 2. 避難等の適切な情報提供
3. 避難地や避難場所での身の回りの支援 4. 声かけ・安否確認
5. 一時的な避難場所として自宅などの開放 6. 家族との再会や福祉機関へ託すまでの支援
7. その他（ ）

問 17 あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人や高齢者などの避難に対し、地域でどのようなことに取り組むべきだと思えますか。主なものに3つまで○をつけてください。（無理に3つ選ぶ必要はありません。）

1. 近所での日頃からの協力体制づくり 2. 災害時の情報伝達方法の確立
3. 災害時の生活を支援する体制の確立 4. 災害時の医療体制の確立
5. 福祉避難所*の拡充 6. 避難訓練の実施など市民の意識啓発
7. ボランティアの受入れ体制の整備 8. 災害時の円滑な避難方法の確立
9. 障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保
10. 配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保
11. その他（ ）
12. わからない

※ 福祉避難所とは、障がいのある人や高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者など特別に配慮が必要な人が避難するための市が指定する避難場所です。春日井市には、現在 16 か所あります。（令和元年 10 月 1 日）

障がい者の人権や理解についてお聞きします

問 18 障害者差別解消法では、国や地方公共団体、民間事業所で「合理的配慮」を提供することが求められています。あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ 合理的配慮とは、障がいのある人がない人と同じように生活するために、過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫のことです。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よくわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問 19 あなたは、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）について知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ 障害者虐待防止法とは、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに障がいのある人への虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対する通報義務を課すなどとしている法律のことです。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よくわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問 20 あなたは、障害者虐待防止法について、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合に通報する義務があることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よくわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問 21 あなたは、障がい者虐待に関する通報を受けつける電話窓口の障がい者虐待防止ホットラインを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ 障がい者虐待防止ホットライン 電話：0568-84-5310

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よくわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問 22 あなたは、成年後見制度について、知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度です。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よくわからない
3. 知らない、聞いたことがない

問 23 あなたは、ヘルプマークについて、知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ ヘルプマークとは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

1. 知っていて、持っている
2. 知っているが、持っていない
3. 聞いたことはあるが、よくわからない
4. 知らない、聞いたことがない

問 24 あなたは、ヘルプカードについて、知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

※ ヘルプカードとは、障がいの内容や緊急連絡先、必要な支援などを記入して携帯し、障がいへの理解や助けを求めるためのカードです。

1. 知っていて、持っている
2. 知っているが、持っていない
3. 聞いたことはあるが、よくわからない
4. 知らない、聞いたことがない

問 25 あなたは、障がいのある人への理解を深めるために、今後どのような取り組みが必要だと思えますか。主なものに3つまで○をつけてください。(無理に3つ選ぶ必要はありません。)

1. 学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育
2. 障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催
3. ボランティア活動の促進
4. 障がい理解のための広報・啓発活動
5. 障がいのある人の施設入所から在宅生活への移行
6. その他 ()
7. 特にない

障がい者施策についてお聞きします

問 26 あなたは、5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障がい者施策は進んだと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 非常に進んだと思う
2. 多少進んだと思う
3. 変わらないと思う
4. 後退したと思う
5. わからない

問 27 あなたが、もし障がいのある状態になったら、春日井市で安心してくらしていけると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 安心してくらしていけると思う
2. くらしづらいと思う
3. わからない

問 28 あなたが、福祉などの情報（県や市が行う福祉サービスやイベント、法律・制度のことなど）を得る手段はどれですか。主なものに3つまで○をつけてください。

（無理に3つ選ぶ必要はありません。）

1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞・雑誌・一般図書
4. 市の広報
5. 区・町内会・自治会の回覧板
6. 公共施設などの掲示物
7. 近隣住民や知人から直接聞く
8. ホームページ
9. SNSなどのソーシャルメディア
10. その他（ ）
11. 特になし

問 29 あなたが、今後、特に充実すべきだと考える障がい者施策について、主なものに5つまで○をつけてください。（無理に5つ選ぶ必要はありません。）

1. 相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと
2. 相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること
3. 障がいのある人が身近な病院や診療所で検診や検査を受けることができるようにすること



次のページに選択肢が続きます

4. 障がいのある人が負担する医療費を減らすこと
5. 可能な限り障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができるようにすること
6. 障がいのある人が気軽に文化芸術・スポーツ・レクリエーションを行うことができるようにすること
7. 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労を支援すること
8. 福祉サービスの日中活動事業所などに通所する人の工賃の水準を向上させること
9. 障がいのある人のための住宅を確保すること
10. 公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること
11. 障がいのある人が容易にすばやく情報を得ることができるようにすること
12. 障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること
13. 障がいのある人に対する差別をなくすこと
14. 障がいのある人に対する虐待を防ぐこと
15. 医療的ケアが必要な人に対応できる事業所を増やすこと
16. その他（）
17. 特になし

問 30 春日井市の障がい者福祉について、ご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力いただきありがとうございます。アンケート結果は、令和2年3月末に市ホームページで公表する予定です。

<参考> 障がいの種類と特性

障がいの種類	特性
視覚障がい	<p>視覚障がいと言われる人には「全く見えない人」、「ほんの少しだけ見える人」がいます。ひとことで視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。全く見えない、文字がぼやけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通してのようにしか見えないなどです。</p> <p>このようなことから、文字を読むことができて、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまずいてしまう人や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできて、文字は読めない人もいます。</p>
聴覚障がい	<p>「聞こえない」「聞こえにくい」という障がいで、外見だけでは判断しづらいため、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。</p> <p>周りの状況を知るための音の情報が入りにくく、緊急時に情報が得られない、言いたいことを伝えられない、相手の言っていることが聞こえないためコミュニケーションがとりづらなど、障がいの程度や状態によってさまざまな生活の不自由さがあります。</p>
平衡機能障がい	<p>からだを正常な位置に保つ機能の障がいです。</p> <p>からだのバランスを保つことが難しく、起立や歩行に困難を抱えている人もいます。</p>
音声・言語機能障がい	<p>音声を全く発することができないか、発声しても言語が不明瞭なため、家族など特定の人にしか伝わらない障がいです。</p>
そしゃく機能障がい	<p>経管栄養以外に方法がない程度に食物をそしゃく^{えんげ}、嚥下することができない障がいです。</p> <p>または、口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態の人です。</p>
肢体不自由	<p>手や足などのからだの一部、または全部に障がいがあることを言います。</p> <p>症状や原因もいろいろあり、生まれたときからの人、大人になってから事故などでなる人、病気の後遺症でなる人などさまざまです。</p> <p>特に脳性まひの人は、本人の意思に反して手足が動いてしまうという特徴があります。言語障がいがある場合は、意思の伝達が困難なことから、知的なハンデもあると誤解されることもあります。</p>
心臓機能障がい	<p>全身に必要な血液を送る役割を果たす心臓の機能が、病気により低下（不規則になる）してしまう状態です。脈拍を正常に調整するため、胸部や腹部にペースメーカーという医療器具を埋め込んでいる人もいます。</p> <p>人混みや電車の中での携帯電話の使用は、一部のペースメーカーに誤作動を生じさせる恐れがあり大変危険です。マナーモードではなく必ず電源を切るようにして、人混みは避けて使用してください。</p>
腎臓機能障がい	<p>いろいろな病気により、腎臓の働きが悪くなり、からだに有害な老廃物や水分を排泄できなくなり、不必要な物質が体内に蓄積される障がいです。不要物を取り除く人工透析治療を定期的に受ける必要がある人もいます。</p> <p>職場では、人工透析のための定期的な通院への理解と配慮が必要とされます。</p>
呼吸器機能障がい	<p>いろいろな病気により、肺の機能が低下して、酸素と二酸化炭素の交換がうまくいかずに酸素が不足する状態の人をいいます。</p> <p>呼吸器機能障がいのある人は慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があり苦しい状態です。このためボンベで酸素を吸わなければならない人もいます。</p>
膀胱・直腸機能障がい	<p>尿をためる膀胱や便をためる直腸が機能低下または機能を喪失している状態の人をいいます。排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工膀胱を付けている人もいて、これらの人々をオストメイトと呼ぶことがあります。</p> <p>職場では、腹圧が過度にかかるとかトイレに長時間行けない環境など、職種により調整が必要な場合もありますので理解と配慮が必要とされます。</p>

障がいの種類	特性
小腸機能障がい	<p>いろいろな原因によって、小腸が広い範囲に切除された場合と、小腸の病気によって働きが不十分で消化吸収が妨げられ、通常の経口摂取では栄養維持が困難となる場合があります。食事の制限があったり、全く食べられなかったりします。</p>
免疫機能障がい	<p>HIV（ヒト免疫不全ウイルス）という病原体により、からだをいろいろな病気から守る免疫機能が低下し、さまざまな感染症が起こりやすくなったり、脳や神経の障がいを患ったりします。</p> <p>早期発見による適切な治療を行うことでウイルスの活動を遅らせたり、症状を軽くすることができます。</p>
肝臓機能障がい	<p>いろいろな原因によって肝臓の機能が低下した状態の人をいいます。だるさ、むくみ、吐血、意識障がいなどが生じやすくなります。</p>
知的障がい	<p>読み書き計算といった知的機能に困難があって、社会生活にうまく適応できない場合で、発達期（おおむね18歳まで）に生じたものをいい、けがや老齢化によって知的機能が低下したり適応行動ができない場合とは区別されます。</p> <p>知的障がいのある人の多くは、言葉をうまく使うことができなかつたり、ものごとの理解がゆっくりとしていたりします。複雑な会話や抽象的なことから理解することや読み書き計算が苦手であったり、考えることに時間がかかたり、自分の考えや気持ちを伝えるのが苦手な人もいます。</p>
精神障がい	<p>精神の病気のため、日常生活や社会生活がしづらくなることを言います。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。精神障がいの中で代表的なものは「統合失調症」と「うつ病」です。</p> <p>精神の病気は、誰でもなりうるものです。多くの場合、服薬治療などで症状が安定し回復に向かいますが、治ったようでも症状が残ったり、再発したりすることもあります。</p> <p>特に精神の病気は早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲への相談や精神科受診への障壁となっていることもあります。</p>
発達障がい	<p>発達障がいには、自閉スペクトラム症、広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）などがあり、これらをまとめて表す障がい名です。育て方や家庭環境が原因でなく、生まれつき脳の働きに障がいがあると考えられていますが原因は分かっていません。</p> <p>また、発達障がいの人には自分でも生きにくさを感じつつ生活しています。まわりの人たちから誤解を受けることも多く、自信をなくしたり、ひきこもったり、さまざまな生活上の問題を抱えています。</p>
高次脳機能障がい	<p>高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受けたため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力などの脳機能に障がい起きた状態を言います。症状の表れ方に個人差が大きく、一見ただけでは障がいがあることがわかりにくいいため、本人が気づきにくいこともあり、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。思いがけない病気や事故による障がいのため、本人や家族にとって以前との違いを理解し受け止めるのに時間がかかります。また、本人は日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかずに自信をなくし、混乱や不安の中にあることがあります。</p> <p>人それぞれ違う障がいの特徴を周囲が理解し、あせらずにリハビリが行えるようにサポートする必要があります。</p>